都 大学に お け る 放 射 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 規 程 の 部 を 改 正 ずる 規

成 + 六年 達示第百四 号 I

第第及第京 クス線を発生する装置」を「エッー部を次のように改正する。 クス線を発生する

4 ΰţ 同部 条長に 次以 の下 一同 項 で か し。)」 えを る削

3 則と 第し第 第第及 四、七前六四び この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

「田の規程は、平成十六年四月一日から施行する。

「田の表に、「田のの、「田のの、「田のの、「田のの、」」という。)」を「エックスに、部長第二項中「エックス線で業主任者を置か、日本ので第一のでは、いて、規則」という。)」を「エックスは、部長が開門、関連、「日のの、「大学部にあっては、部長が開門、「日のの、「エックス線を発生する第四、「日のの、「日のの、「日のの、」に改める。

「田のの規程は、平成十六年四月一日から施行する。

「田のの規程は、平成十三年達示第十一号)の一部を次のように改正するに改正する。

「田の規程は、平成十六年四月一日から施行する。

「田のの規定は、平成の、「エックス線を発生する装置」、に改める。

「田のの、「田のの、「田のの、」に改め、「エックスはで業を発生する装置が、「田のの、「田のの、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日のの、」に対し、「日のの、」に対し、「日の、」に対し、「日のの、」に対し、「日の、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、「日の、」に対し、「日の、」に対し、「日の、」に対 条条一ッ十同条三条条電条大 1令第四-十項 _ _ 号に) 改 第の、 兀 十同 - 八条」を ¬第 電六 離項

っ九八第エ四 を 置 が以 な下けっ け れ電 ば離 はならない。一瞬則」という。 第

を「エックス線等装置」

に

込め、

同 条

第

五

第中第第条

こ の